

鳥取県障害福祉サービス事業所運転設備資金制度実施要綱

(趣旨)

第1条 鳥取県内において障害福祉サービス事業を行う事業所の運営支援に資するため、障害福祉サービス事業所運転設備資金の融資（以下「融資」という。）及びそれに対する県の利子補助に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）及び鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業補助金交付要綱（平成22年3月18日付第200900198824号鳥取県福祉保健部長通知。以下「補助要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 障害福祉サービス事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に定める障害者支援施設（就労継続支援事業を行うものに限る。）又は同条第14項に定める就労継続支援を行う事業（同事業を含む多機能型事業を含む。）をいう。
- （2） 障害福祉サービス事業者 県が指定する障害福祉サービス事業を行う法人をいう。
- （3） 取扱金融機関 本県と障害福祉サービス事業を行う事業所の運営支援に係る連携協力に関する協定を締結した金融機関をいう。
- （4） 融資金金融機関 融資の実行を行った取扱金融機関をいう。

(融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。

融資対象者	次に掲げる要件をすべて備えた障害福祉サービス事業者でなければならない。 ア 県内に事業所を有すること。 イ 融資の申込時において、県税を滞納していないこと。 ウ 利用者の工賃水準の向上に資するため、生産、仕入れ、販売、サービス等の提供など就労事業に関する中長期計画を作成し、その実現が見込まれるものであること。 エ 役員等のうちに申込前5年以内に法令等に違反し、刑に処せられた者がいないこと。
資金の使途	障害福祉サービス事業の提供に必要となる運転資金又は設備資金（障害福祉サービス事業者として都道府県知事の指定を受ける前の本資金以外の既存借入金の借換資金を除く。）
融資限度額	障害福祉サービス事業者1法人当たり500万円
融資期間	5年以内（据置6月以内を含む。）
融資利率	無利子
信用保証	必要としない
担保	取扱金融機関の定めるところによる。
保証人	取扱金融機関の定めるところによる。
償還方法	割賦均等償還

(融資の申込み)

第4条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、鳥取県福祉保健部長（以下「福祉保健部長」という。）が別に定める日までに資金申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び事業計画書（様式第2号）に関係書類を添えて、福祉保健部長に提出するものとする。

(鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業審査委員会の設置)

第5条 福祉保健部長は、前条第1項の申込書の内容を審査するため、鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の運営について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

(融資の内定)

第6条 福祉保健部長は、第4条第2項の規定による申込書の送付を受けたときは、審査委員会の審査結果を基に、申込書の内容の適否を判断し、適当と認めたときは、融資の対象として内定したことを、申込者に通知する。この場合においては、申込者には様式第3号により通知を行うこととし、申込者が借入を希望する取扱金融機関に対しても、内定申請書類の写し及び意見書（様式第4号）を添付

して、当該内定をした旨を通知するものとする。

(融資の実行)

第7条 前条の規定による内定（以下「対象内定」という。）の通知を受けた者は、取扱金融機関に対し、取扱金融機関が定める指定の様式に県からの内定の通知の写しを添付してこの資金の融資申込みを行うものとする。

2 前項の規定による融資申込みを受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、融資の可否を判断し、適当と認めるときは、この資金の融資を実行するものとする。

3 県は、この資金の融資を受けた指定障害福祉サービス事業者に対し、事業実施状況の把握及び継続的な指導監査に努めるとともに、融資金融機関と連携して、必要な助言及び指導を行うものとする。

(融資実行の報告)

第8条 取扱金融機関は、前条第2項の規定による融資を実行した場合は、当該融資を実行した月の翌月の10日までに様式第5号により、福祉保健部長へ報告するものとする。

(利子補助)

第9条 融資については、規則及び補助要綱に定めるところにより、その融資期間の各年度に県が融資金融機関に対して利子補助を行うものとする。

2 福祉保健部長は、融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、融資金融機関と協議の上、当該対象内定に係る融資について、前項の規定による利子補助を打ち切ることとし、既に交付した当該利子補助に係る補助金のうち、福祉保健部長が返還させるのが適当と認める額を融資金融機関から返還させるものとする。

(1) 融資した資金を指定障害福祉サービス事業以外の目的に使用したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により資金の融資を受けたとき。

3 福祉保健部長は、融資を受けた者が、前項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、融資を受けた者及び融資金融機関に通知するものとする。

(貸付条件変更措置)

第10条 既に決定された融資の償還期間について、貸付期間を延長することにより経営の維持継続や業況の回復が見込まれる場合は、3年（当該融資について既に貸付期間の延長を受けている場合にあつては、3年から既に延長を受けた期間を差し引いた期間）の範囲内で貸付期間の延長ができるものとする。

2 前項の貸付期間の延長を受けようとする者は、条件変更措置申込書（様式第6号）を、融資金融機関に提出するものとする。

3 条件変更措置申込書の提出を受けた融資金融機関は、その内容を審査し、適当と認められたものについて、第1項の貸付期間の延長を行うものとする。

4 融資金融機関は、第1項の貸付期間の延長を行ったときは、毎月の状況を条件変更措置実施報告書（様式第7号）により、福祉保健部長に対して翌月の10日までに報告するものとする。

(所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、融資に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行し、平成22年度の貸付けから適用する。

附 則

この要綱は平成22年5月24日から施行し、平成22年度の貸付けから適用する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。